

1. 定款の変更について

総合事業への移行に伴い、法人の定款（事業の目的）変更が必要となる場合があります。

「介護保険法に基づく介護予防訪問介護」
「介護保険法に基づく介護予防通所介護」
「介護保険法に基づく居宅介護支援事業、介護予防支援事業」



「介護保険法に基づく介護予防訪問介護及び第1号訪問事業」
「介護保険法に基づく介護予防通所介護及び第1号通所事業」
「介護保険法に基づく居宅介護支援事業、介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業」

注) 社会福祉法人、医療法人等の所管庁のある法人は、定款変更の許可の手続きについて、各所管庁へご確認ください。

(参考) 社会福祉法人が介護予防・生活支援サービスを実施する場合の取扱いについて

[平成28年1月25日事務連絡]

⇒ 現在の定款の記載が「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業」という、老人福祉法の名称で規定している場合は、介護保険法に基づく第1号訪問事業・第1号通所事業を含んだ表現であるため、変更の必要はないと考える。

2. 契約書及び重要事項説明書の変更点について

総合事業によるサービス提供を開始する場合には、利用者と改めて契約を取り交わすことが適当と考えます。ただし、提供されるサービス内容、その他契約の内容について誤解が生じないようであれば、覚書等を取り交わすといった対応でも差し支えありません。

(1) サービスの種類

介護予防訪問介護 ⇒ 総合事業訪問介護サービス

// ⇒ 総合事業生活援助サービス

介護予防通所介護 ⇒ 総合事業通所介護サービス

注) 上記の名称は七飯町独自のものであり、他市町村と異なりますのでご注意ください。

(3) 記録の保存期間（契約書第14条）

2年から5年に変わります。

総合事業費の請求に係る消滅時効が5年とされたため、関係書類については契約終了から5年間の保存が必要となります。